

大和税務署からのお知らせ

所得税および復興特別所得 税の確定申告の受け付け

確定申告書の作成会場を次のとおり開設します。確定申告により令和3年分の所得税および復興特別所得税(以下「所得税等」)を納める必要がある人の申告および納付の期限は、3月15日(火)です。期限内に申告できるときの準備をお願いします。

受付日時▼1月24日(月)～3月15日(火)午前8時30分～午後4時(提出は午後5時まで、相談は午前9時～午後5時。土・日曜日、祝日を除く(2月20日・27日は開場))

※入場整理券(当日会場で配付するほか、LINEアプリで事前入手可(国税庁LINE公式アカウントを友だち追加して手続き))が必要ですが、令和3年分の所得税等の還付を受けることができる人の確定申告書はすでに受け付けています。還付申告は、その年の翌年1月1日から5年間提出できます(年末調整済みの給与所得のみの人で、医療費控除や寄附金控除で還付を受ける人などが該当)。

■スマホで簡単 e-Tax で申告を

給与所得や雑所得(年金収入や副業収入など)、一時所得のほか寄附金控除(ふるさと納税)や医療費控除を受ける場合、マイナンバーカードまたは電子申告e-Tax用のID・パスワードがあれば、スマートフォンで簡単に申告ができます。

令和3年分の申告からは、スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すると支払金額などが自動で入力されるほか、上場株式等の譲渡所得等・配当所得等(特定口座年間取引報告書や前年繰越分の譲渡損失額がある場合)の入力が可能となり、利便性が大きく向上。ぜひご利用ください。なお、スマートフォンを持っていない人でもパソコンを利用して、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーで所得税や消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書を作成し、e-Taxで提出が可能です。詳しくはe-Taxのホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)を「らんど」ください。

確定申告の無料申告相談

税理士による無料申告相談を次のとおり開催します。

受付日時▼2月8日(火)～10日(木)午前8時30分～正午、午後1時～3時30分

ところ▼市役所会議室棟

対象▼年金受給者、給与所得者、小規模納税者の所得税等・個人消費税。

※入場整理券が必要です。当日会場に配付するほか、1月5日(水)からオンラインによる事前申込ができます。詳細などは大和税務署へお問い合わせください。

※確定申告書などを作成するために必要な資料や前年分の申告書の控えのほか、マイナンバーに係る本人確認書類の写しなどを持参してください。

※譲渡所得(不動産、株式等)、住宅借入金等特別控除の1年目などの内容が複雑で時間を要する申告、贈与税の申告は、ご遠慮ください。

公的年金受給者の申告

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税等の確定申告をする必要はありません。ただし、この場合でも、年金から所得税が天引きされている人などが所得税等の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

なお、所得税等の確定申告が必要

ない場合も、市・県民税の申告が必要ない場合があります。市・県民税の申告は、市役所市民課(260)5232へご相談ください。

医療費控除について

医療費控除を受けるためには、「医療費控除の明細書」を作成し確定申告書に必ず添付してください。同明細書は国税庁ホームページに掲載されている様式などをご利用ください。

※医療費の領収書の添付は不要ですが、自宅で5年間保存する必要があります(税務署や市から求められたときは、提示または提出しなければなりません)。

ふるさと納税ワンストップ特例申請の注意点

ふるさと納税をしてワンストップ特例を申請した人も、医療費控除等のために確定申告をする場合は、すべてのふるさと納税の内容の記載が必要です。ご注意ください。

問 大和税務署(262)9411(代)

市役所での確定申告の受付方法については、やまとニュース106号(1月17日発行予定)でお知らせします。